平成 26 年 4 月 17 日

各　位

上場会社名	ホーチキ株式会社
代表者	代表取締役取締役社長　金森　賢治
（コード番号	6745）
問合せ先責任者	常務取締役管理本部長　齊藤　順一
（TEL	03－3444－4111）

訴訟の控訴審判決（当社勝訴）に関するお知らせ

平成２２年１２月１７日付「ミハル通信㈱の当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成２５年３月６日付「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせ致しました訴訟の控訴審判決の言い渡しが、平成２６年４月１６日に知的財産高等裁判所よりなされましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 判決のあった裁判所、年月日、事件番号

（1）　裁 判 所： 知的財産高等裁判所

（2）　年 月 日： 平成２６年４月１６日

（3）　事件番号： 平成２５年（ネ）第１００３６号 損害賠償等請求控訴事件
原審・東京地方裁判所 平成２２年（ワ）第４４６３８号

2. 判決主文

（1）　本件控訴を棄却する。

（2）　控訴費用は控訴人の負担とする。

３． 裁判所の判断（要旨）

控訴人の本訴請求は、本件発明及び本件訂正発明はいずれも進歩性を欠くものであって、特許無効審判により無効にされるべきものであるから、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がなく、これを棄却すべきものと判断する。

４． 控訴を提起した者

（1）名　　称： ミハル通信株式会社

（2）所　在　地： 神奈川県鎌倉市岩瀬字平島１２８５番地

（3）代表者氏名： 代表取締役　二ノ宮　隆夫

５． 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

（1）訴 訟 の 内 容：特許権侵害に基づく損害賠償等請求控訴事件

（2）損害賠償請求金額：１億円

６． 訴訟の経緯

ミハル通信㈱所有のＣＡＴＶ用光受信機に関する特許権を侵害するとして、当社が製造・販売するＣＡＴＶ用光受信機の製造・販売等の差し止め及び損害賠償を求め、ミハル通信㈱は、平成２２年１２月２日東京地方裁判所に提訴しました。

当社は、上記当社製品はミハル㈱の本特許権を侵害せず、且つ本特許権は無効である旨主張し訴訟を追行してきました。

平成２５年２月２７日に、東京地方裁判所において当社勝訴の判決(ミハル通信㈱の請求をいずれも棄却する)の言い渡しを受け、これを不服としてミハル通信㈱は、平成２５年３月２１日に知的財産高等裁判所に控訴提起しました。

平成２６年４月１６日に、控訴審である知的財産高等裁判所においても当社主張が認められ、当社が勝訴する判決言い渡しを受けました。

また、同日付で、本件控訴と関連する審決取消訴訟（平成２５年（行ケ）第１０３０２号）においても当社勝訴の判決言い渡しを受けました。

７． 今後の見通し

形式的には、ミハル通信㈱が最高裁判所へ上告受理の申し立てを行うことは可能ですが、実務上この申し立てが受理される可能性はなく、本件控訴判決が確定判決になると考えております。

なお、平成２６年３月期の連結業績予想の変更はありません。

以 上